

## 令和3年度 人生いきいき住宅助成事業

～バリアフリーに向けた住宅改修費を助成します～

健康福祉部高齢介護課(庁舎1階)

担当:山田かほり ☎43-0440

加東市に住民登録のある高齢者や障害のある方が、住み慣れた住宅で安心して暮らせるように、住宅のバリアフリー改修にかかる費用の一部を助成しています。詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。

【特別型】	【一般型】
<b>対象</b> 下記の①、または②に該当する方 ①介護保険の要介護認定、要支援認定を受けている ②身体障害者手帳の交付を受けており、下肢、または体幹機能障害が3級以上	<b>対象</b> 下記に該当する方 □申請日時点で65歳以上で、特別型の対象外である
<b>助成額</b> 最大80万円	<b>助成額</b> 最大30万円

### 注意事項

- 工事着工後の申請は、対象外です。
- 申請受付は、令和3年12月28日(火)までです。
- 工事費用の全額を、一旦負担いただく必要があります。
- 世帯の生計中心者の所得状況等によっては、対象とならない場合があります。
- 令和3年度内に工事が完了し、必要書類が提出されているものが対象です。
- 新築や老朽化による改修は対象外です。また、工事内容によっては、対象とならない場合があります。
- 以前に当事業の助成を受けた世帯は、再度助成を受けることはできません。また、以前に介護保険住宅改修費の給付、重度心身障害者(児)日常生活用具費(住宅改修費に限る。)の給付を受けた世帯も、助成を受けることはできません。
- 予算の範囲内での助成となりますので、年度途中で事業を終了する場合があります。
- 昭和56年5月以前に建てられた住宅の場合、簡易耐震診断の実施が必要となる場合があります。詳しくは、都市政策課にお問い合わせください。

●人生いきいき住宅助成事業 高齢介護課 ☎43-0440 / ●簡易耐震診断 都市政策課 ☎43-0527

## ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です！

- ・ゴルフ場利用税は、その70%がゴルフ場のある市町に交付され、周辺環境の保全等、地域の行政サービスを支える貴重な財源として役立っています。
- ・税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等に応じて定められており、1人1日当たり300円～1,200円になります。
- ・下記の方については、ゴルフ場利用税が非課税となっています。  
 ※申出書等の提出と証明が必要です。

- ①18歳未満、または70歳以上
- ②障害者
- ③国民体育大会に参加する選手  
 ※同大会のゴルフ競技としての利用に限ります。
- ④学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
- ⑤国際競技大会に参加する選手  
 ※同大会のゴルフ競技としての利用に限ります。



兵庫県加東県税事務所課税第2課 ☎42-9344

## ～福祉タクシー利用券を交付します～

有効期間 7月1日(木)～令和4年6月30日(木)

対象 下記の要件A(全て)、および要件B(①～⑤のいずれか1つ)の両方を満たす方

### 要件 A

- 加東市に住民登録がある
- 介護保険施設、グループホーム等に入所していない
- 市町村民税の所得割が非課税である

### 要件 B

- ①75歳以上
- ②身体障害者手帳1級、または2級の交付を受けている
- ③療育手帳A判定の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている
- ⑤65歳以上で、高齢等を理由に運転免許証を返納し、運転経歴証明書を所有している



### 申請方法

#### ●窓口申請

6月21日(月)～30日(水)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、窓口において密を避けるために、地域別に申請日を設けます。ただし、7月1日(木)以降は、どの地域にお住まいの方でも申請可能です。

社地域	6月21日(月)～23日(水)
滝野地域	6月24日(木)、25日(金)、28日(月)
東条地域	6月29日(火)、30日(水)

#### □申請に必要なもの

公的機関発行の本人であることが確認できる書類 例マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳  
 ※要件B②～④のいずれかに該当する方は各手帳、⑤に該当する方は運転経歴証明書を必ずご持参ください。  
 ※本人以外が申請する場合は、申請用紙の委任欄に助成対象者本人の記名に加え、助成対象者、および代理人の公的機関発行の本人であることが確認できる書類が必要です。

☆休日受付を実施します ※どの地域にお住まいの方でも申請可能です。  
 日時 6月27日(日) 8時30分～15時 場所 加東市役所1階 高齢介護課



#### ●郵送申請

#### □申請に必要なもの

- ①申請書  
 ※市ホームページからダウンロード可能です。また、令和2年度に福祉タクシー利用券を交付した方は、6月初旬に申請書をお送りします。
- ②返信用封筒(254円分の切手を貼ったもの)  
 ※配送、受取状況の把握のため、福祉タクシー利用券を特定記録郵便にてお送りします。
- ③公的機関発行の本人であることが確認できる書類 例マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳  
 ※要件B②～④のいずれかに該当する方は各手帳の写し、⑤に該当する方は運転経歴証明書の写しを必ず同封してください。

詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。

<https://www.city.kato.lg.jp/kakuka/nogoaanai/kenkoufukushibu/kourei/download/1454060629925.html>



健康福祉部高齢介護課(庁舎1階) 担当:山田かほり 〒673-1493 加東市社50 ☎43-0440

広報かとうは  
インターネット上でもご覧いただけます



行政情報アプリ  
「マチイロ」



市ホームページ



HYOGOebooks



設計士と直接話しながらつくる家  
住みやすく、  
「大人カッコイイ」家づくり。

実例多数掲載中！  
www.yorifuji.com  
ヨリフジ建設 検索

ヨリフジ建設株式会社  
〒673-1415 加東市下久米1044番地  
☎0120-01-8511

広告

「やわらか塩味生大福♪」好評販売中!!

贈答品などに最適！  
8個入 1,512円(税込)

ヤシロカントリークラブ  
TEL: 0795-42-6000

### お悩みの方、まずはお気軽にご相談ください

- 交通事故 ○債務整理・破産 ○相続・遺言 ○労働事件
- 土地・建物 ○離婚 ○債権回収 ○会社法務 ○刑事事件
- その他一般民事を幅広く取り扱っています。

相談料30分5,000円(税別) ※債務整理は初回相談無料  
 ※法律相談は予約制です。休日・夜間相談についてはお問い合わせください。

### やしろ法律事務所

弁護士 吉田圭孝 弁護士 大垣人士  
 〒673-1431 加東市社508-4 白池ビル1F  
 TEL: 0795-38-8583  
 FAX: 0795-38-8584  
 http://yashiro-law.jp/  
 営業時間 9:30～17:30 休日/土日祝日



広告